明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○旅券法施行規則の一部を改正する省令（**外務**七）　一

〔告　示〕

○建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法並びに結果の判定基準並びに調査結果表を定める件の一部を改正する件（**国土交通**七〇三）　四

○階避難安全検証法に関する算出方法等を定める件の一部を改正する件（同七〇四）　五

○全館避難安全検証法に関する算出方法等を定める件の一部を改正する件（同七〇五）　六

○建築設備等（昇降機及び遊戯施設を除く。）の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法並びに結果の判定基準並びに検査結果表を定める件の一部を改正する件（同七〇六）

○難燃材料でした内装の仕上げに準ずる仕上げを定める件等の一部を改正する件（同七〇七）

○確認審査等に関する指針等の一部を改正する件（同七〇八）

〔官庁報告〕

官庁事項

交通安全基本計画の要旨の公表について（中央交通安全対策会議）　七

中心市街地の活性化を図るための基本的な方針の一部変更について（内閣府）　二

総合特別区域基本方針の一部変更について（同）　三

〔公　告〕

諸事項

官庁

買収前の所有者等への売払い、基本測量関係事項関係　一四

裁判所

破産、免責関係　一四

特殊法人等

国立研究開発法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、弁理士登録・特定侵害訴訟代理業務の付記、厚生年金基金解散・清算人就任、企業年金基金設立関係　一四

地方公共団体

教育職員免許状失効、教育職員免許状取上げ処分、行旅死亡人関係　四

会社その他

会社決算公告　五

省令

○外務省令第七号

旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）第四条第一項の規定に基づき、及び同法を実施するため、旅券法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年四月二十五日

外務大臣　岸田　文雄

旅券法施行規則の一部を改正する省令

旅券法施行規則（平成元年外務省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「別記第四号様式」の下に「又は別記第四号の二様式」を加える。